

○直轄工事における経常建設共同企業体の運用について

平成9年10月1日港管第2253号、港建第825号

最終改正 令和5年12月22日国港総第521号、国港技第86号

港湾局総務課長、技術企画課長から各地方整備局総務部総括調整官、港湾空港部長あて

直轄工事における経常建設共同企業体の取扱いについては、「港湾建設局施工直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和63年12月27日付け港管第4087号）（以下「通達」という。）により措置しているところであるが、経常建設共同企業体（甲型）に求める同種工事の施工実績等の取扱いについては、当分の間、下記によることとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

1 経常建設共同企業体（甲型）の構成員に求める同種工事の施工実績について

通達別紙第2、2（3）一の運用にあたっては、すべての構成員に、同種工事の施工について元請としての実績を求めること。ただし、構成員のいずれか1社以外については、極めて高度な施工技術を必要とする工事を除き、同種工事の範囲を広げることができること。

なお、通達別紙第2、2（3）一のただし書の運用を変更するものではないので、念のため申し添える。

2 経常建設共同企業体（甲型）の構成員に求める配置予定技術者の同種工事の経験について

配置予定技術者の同種工事の経験については、構成員のいずれかに、配置予定の主任技術者又は監理技術者が元請として同種工事の経験を有するものであることを求めること。

ただし、極めて高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも、配置予定の主任技術者又は監理技術者に元請としての同種工事の経験を求めることができること。この場合、同種工事の範囲を広げることができること。

3 その他

1、2いずれについても、共同企業体の構成員としての実績、経験は、出資比率が20%以上の場合について認めるものとする。